



市長インタビュー

年金は、世代と世代の 支えあいです

●現在の国民年金の制度についてどのようにお考えですか。
齋藤市長 国民年金をはじめとする厚生年金、共済年金等の公的年金制度は、社会全体が高齢者や障害者等の生活を支える社会保障制度です。

昭和36年に始まった国民年金は、今まで時代に合わせたさまざまな改正が加えられ、制度としてかなり成熟したものになっていると考えております。

国民年金は、世代間で公平に支えあう仕組みとなっています。社会全体の連携により、老後の生活をより確実にするために、この制度を守り育てていくことが必要だと考えております。

●将来の国民年金について、いろいろな声が聞かれますが、どう思われますか。

市長 「自分が年をとったときには、年金がもらえない」「みんなが払っていないのに、自分だけ払うのは損…」などという声を聞きますが、国民年金などの公的年金制度は、国が責任を持って運営しております。

また、働く世代が高齢者世代を支える相互扶助を基本とした仕組みですから、日本の経済社会が続く限り、破たんすることはないといわれています。

老後の生活資金のすべてを自分で貯えることは、かなりたいへんですが、公的年金制度があることによって、現役世代は、「親の扶養の負担をあまり心配せずにいられる」といったメリットもあるわけです。

年をとったときや、万一のときに後悔しないためにも、年金制度についての正しい情報を得て、将来のことを家族で考える機会をつくっていただきたいと思います。

加入者は3種類に分かれます

第3号被保険者	第2号被保険者	第1号被保険者
第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。保険料は、自分で納付する必要はありません。加入手続きは配偶者の勤務先で行います。	厚生年金(会社員等)や共済組合(公務員等)に加入している方。保険料は、給与等に天引きされます。加入手続きは勤務先で行います。	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者や学生等。保険料は、毎月13,580円(平成17年度)で、自分で納めます。加入手続きは市役所で行います。

みんなが安心 みんなが安心して暮らすための年金

もしものとき、残された家族のために・・・

遺族基礎年金

加入者がなくなった場合に、残された子どもや子どものいる妻が受ける年金です

■対象者

18歳到達年度末日までの子(20歳未満の1・2級の障害がある子)がいる妻または子本人

■受給資格

死亡日の前々月までの保険料納付済み期間(免除等を含む)が、加入すべき期間の3分の2以上あること。または、初診日の前々月までの直近1年間に滞納がないこと

■年金額(平成17年度)

妻が受けるとき …… 1,023,100円
子が受けるとき …… 794,500円

◎子の人数により年金額が加算されます。

病気やけがで障害が残った

障害基礎年金

病気やけがで障害になったときに受け

■受給資格

(1)20歳前または国民年金加入(2)初診日の前々月までの保険料等を含む)が加入すべき期間と。または、初診日の前々月までの直近1年間に滞納がないこと

◎20歳前障害では納付要件は限がありません。

(3)原則として、初診日から1に、法律で定める障害の状態であること

■年金額(平成17年度)

1級 …… 993,100円
2級 …… 794,500円

◎子(18歳未満)の人数により年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

特別障害給付金

■受給資格

以下のいずれかの理由で、ていながった期間に初診日がない障害基礎年金に相当する障害者であること

(1)昭和61年3月までの、厚生年金や共済年金に加入していた期間

■支給額(平成17年度)

1級 …… 月額5万円
2級 …… 月額4万円

ら・・・

老齢基礎年金

の状態に

■受給資格

中に初診日があること
料納付済み期間(免除の3分の2以上あること)月までの直近1年間に滞納がないこと

◎20歳前障害では納付要件は限がありません。

年6か月経過したとき

■年金額(平成17年度)

1級 …… 993,100円
2級 …… 794,500円

◎子の人数により年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

り年金額が加算されます。また、障害の程度に応じ障害手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

老後のために・・・

老齢基礎年金

65歳から生涯にわたって受ける年金です

■受給資格

以下の期間を合わせて25年以上必要です。

(1)国民年金保険料を納めた期間
(2)国民年金保険料の全額免除、半額免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間

(3)第3号被保険者だった期間

(4)厚生年金や共済組合の加入期間

(5)合算対象期間(カラ期間)

合算対象期間とは、昭和36年4月以降の次の期間などを合算したものです(年金額には反映されません)。

①厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されていた期間(昭和61年3月まで)

②学生のため任意加入しなかった期間(平成3年3月まで)

③海外に居住していた期間

④厚生年金などから脱退手当金を受けた期間(昭和61年3月まで)

■年金額(平成17年度)

年額 …… 794,500円(40年納めたとき)

加入可能年数は通常40年ですが、昭和16年4月1日以前に生まれた方に限り生年月日に応じて短縮されます。

■繰り上げ請求・繰り下げ請求

国民年金の受給は、原則として65歳からですが、希望すれば65歳以前から繰り上げて受給することができます。逆に66歳以降に繰り下げすることも可能です。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。

このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。



国民年金は、老後の生活保障だけでなく、病気やけがなどで収入が途絶えたときにも、誰もが安定した生活を送れるように、社会全体で支えあう制度です。国民年金には20歳から60歳までのすべての人が加入し、保険料を納付することが義務になっています。今回は、国民年金の加入から受給まで分かりやすくお知らせします。

※問い合わせ 国保年金課年金担当(☎2998-9095・FAX2998-9061)



年金って世代と世代の支えあいだね。ほんとう!

20歳から60歳までみんなが加入します

みんなが安心できる年金制度に

小澤栄子さん(元町在住)

年金に関する、さまざまなうわさや報道を聞き、親として、子どもが年金を受給することは、どのような制度になっているのか不安です。しかし、年金制度についての正しい知識を子どもへ伝えていく義務もあると思います。年金制度は複雑で難しいけれど、老後の大切な生活資金なのですから。社会保険庁の不祥事等が問題になりましたが、年金制度や組織の改正については、みんなが安心できるように対応してほしいと思います。

早い時期からの年金教育を

志村昭夫さん(東所沢在住)

国民年金の保険料未納が40%近くあるのは問題だと思います。確かに年金の給付と負担については、分かりづらいと思いますが、反面、年金に対する誤解も多い気がしますね。早い時期から、年金について関心を持つ教育が必要かもしれません。「将来、誰もが安心して楽しい老後を迎えられる」、そのような信頼される年金制度が確立されることを望んでいます。そして、私たちの努力が報われる、そのような社会であることを期待したいと思います。

年金セミナーを開催します
〜もって知りたいわだしのねんきん〜

国民年金の加入から受給まで、分かりやすく説明します。

①女性と年金(2回開催)
②年金加入から受給まで

申し込み・問い合わせ 国保年金課年金担当(☎2998-9095・FAX2998-9061)(☎電話またはFAX)

表1 こんなときは手続きを

こんなとき	手続き先	必要なもの
20歳になったとき	市役所または出張所	印鑑
厚生年金や共済組合に加入したとき	勤務先	年金手帳
厚生年金や共済組合を辞めたとき	市役所または出張所	年金手帳、退職日の確認できる書類
扶養になったとき	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先の確認
扶養からはずれたとき	市役所または出張所	年金手帳、扶養から抜けた日が確認できる書類
加入者が死亡	加入していた制度や納付記録により異なりますので、お問い合わせください	
年金の請求	加入していた制度等により異なりますので、お問い合わせください	
年金受給者が死亡	受けていた年金の種類等により異なりますので、お問い合わせください	

●30歳未満の方は：「若年者納付猶予」の申請を就職が困難、あるいは失業などにより所得が少なく保険料の納付が困難な方は、申請のうえ承認されると、その期間の保険料の納付が猶予されます(猶予期間は受給資格期間となりますが、年金額には反映されません)。猶予にあたっては、社会保険事務所において、申請者本人・配偶者それぞれの前年所得の審査があります。

申請手続きは、原則として毎年必要です。承認期間は、7月から翌年6月までの1年間です。

■自営業・無職の方などは：「保険料免除」の申請を前年所得額が一定以下で、保険料を納めることが困難な方は、申請のうえ承認されると保険料の全額、または半額が免除されます。半額免除の承認を受けた期間でも、半額保険料を納めないと未納の扱いとなります。

免除期間は受給資格期間となり、全額免除期間の3分の1、半額免除期間の3分の2(半額分の保険料を納めると受給資格期間となり、年金額には反映されません)。

■学生の方は：「学生納付特例」の申請を在学期間の保険料を、社会人になってから納めることのできる制度です。特例期間は受給資格期間となりますが、年金額には反映されません。

大学・短大・高等専門学校・専修学校などに在籍する学生の方で、学生本人の所得が118万円(給与収入で190万円)以下の方が対象となります。

申請手続きは毎年必要です。

■国民年金保険料が割引に国民年金保険料の1年分または半年分を、納付書に定められている期間内に納める(前納)と、保険料が割引になり、たいへんお得です。また、口座振替にも、申し出により1年前納、半年前納、当月末日振替があり、割引になります。ぜひ、ご利用ください。

■年金制度をみんなで見よう国民年金は、将来自分がもらえないことを承知であれば納めなくてよいからという、そうではありません。未加入や未納にすることは、自分の親も含めて、高齢者の生活を社会全体で支えるという、社会的連帯の輪の中での義務を果たしていないことになります。私たちに、やがて訪れる老後の生活を守るためにも、社会全体で支えていく世代間扶養の仕組みを理解し、社会保障としての公的年金制度を守り育てていかなければなりません。